出席停止の連絡票

令和　　年　　月　　日

保　護　者　様

学校名　　滑川市立寺家小学校

風しん、流行性耳下腺炎、麻しん、水痘等は学校保健安全法により主治医の許可があるまで出席停止扱いとなりますので、医師と相談のうえ適切な処置をとられるようお願いします。

記

１．氏　名　　第　　学年　　組　　氏名

２．理　由　　百日咳・風しん・流行性耳下腺炎・麻しん・水痘
咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎
その他感染症（　　）

３．期　間　　発病より医師が感染症予防上支援なしと認めた日まで

※令和　　年　　月　　日（　）～令和　　年　　月　　日（　）まで（　　日間）

※は、後日学校で記入

主　治　医　様

上記の疾病は感染の危険がなくなる日まで登校できないことになっています。診断・治療のうえ、下記の登校許可日を記入いただき、本人に渡してくださいますようお願いいたします。

登 校 許 可 証 明 書

学　校　長　様

病　名：

登校許可日：　令和　　年　　月　　日

診断日：令和　　年　　月　　日

主治医氏名

●この連絡票は登校される際に必ず学校へお返しください。
●ご不明な点がありましたら養護教諭へお問い合わせください。

学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準

	対　象　疾　患	出席停止の期間の準備
第１種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第２種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く。) 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん 水疱 咽頭結膜熱 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後３日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが痂皮化するまで 主要症状が消退した後２日を経過するまで 感染のおそれがなくなるまで
第３種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	感染のおそれがなくなるまで